

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 1 日

障害児入所施設 施設長
各 様
障害児通所支援事業所 管理者

三重県子ども・福祉部障がい福祉課長

令和 8 年度障害児通所（入所）給付費等算定に係る体制等に関する届出書、福祉介護職員等処遇改善加算計画書の提出について

障がい福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

加算に係る届出については、毎月 15 日までに行わなければ翌月から算定できないこととされていますが、福祉・介護職員等処遇改善加算及び前年度の 1 年間の実績等を踏まえて届け出る加算等については、**令和 8 年 4 月 15 日まで**に届出が受理された場合に限り、令和 8 年 4 月 1 日に遡って、加算を算定できる取扱いとします。

ただし、本特例は、福祉・介護職員等処遇改善加算及び前年度の 1 年間の実績等を踏まえて届け出る加算等に限りです。詳細は、届出要領をご確認ください。

【事務担当】

三重県子ども・福祉部
障がい福祉課 サービス支援班
電話：059-224-2266
FAX：059-228-2085

令和8年度 届出要領

1 令和8年4月1日の異動に係る届出の受理

1 届出内容

(1) 前年度実績に基づく加算等で、変更がある場合は提出する必要があります。(前年度実績に基づく加算等に該当するかどうかは「三重県指定障害福祉サービス事業等申請手続の手引き 別冊 提出書類一覧令和8年4月版」をご確認ください。

※以下の加算を申請している場合は、変更の有無に関わらず**必ず**提出が必要です。

サービス種別	各種届出事項
児童発達支援	看護職員加配加算（重心）
放課後等デイサービス	看護職員加配加算（重心）

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算

令和8年4月1日から新たに算定又は区分の変更をする場合には、届出書を提出してください。

また、令和8年2月24日付けの事務連絡においても通知いたしましたが、令和8年度の処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書等の見直し後の令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画（新様式）とあわせて提出してください。

なお、令和8年度に福祉・介護職員等処遇改善加算を算定する事業所は、前年度の当該加算の算定の有無に関わらず、処遇改善加算計画書の提出が必要となります。

特定相談支援、障害児相談支援も実施している法人につきましては、市町にも計画書を提出してください。

2 提出期限

令和8年4月15日

3 提出先

(ア) 体制等に関する届出書

事業所所在地の保健所又は福祉事務所

(北勢福祉事務所、鈴鹿保健所、津保健所、松阪保健所、多気度会福祉事務所、伊賀保健所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所)

(イ) 計画書

提出フォーム：<https://logoform.jp/form/8vMX/1504107>

4 提出部数

(ア) 体制等に関する届出書

2部（提出分とは別に、必ず事業者控えを保管すること）

5 提出様式

体制届様式ライブラリ（児童福祉法関係）からダウンロードしてください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHOH0/HP/77249032684.htm>

2 令和8年5月1日以降の異動に係る届出の受理

利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとします。

変更がある場合は、提出書類一覧表を確認のうえ、加算に応じた届出書を提出してください。

【参考】

提出書類	福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和8年度）	体制等に関する届出書
提出先	電子申請届出システム https://logoform.jp/form/8vMX/1504107	事業所所在地の保健所又は福祉事務所
提出方法	電子媒体（Excel）	紙媒体
提出期限	令和8年4月15日	
留意事項	※計画書に誤りがあり、再提出したい場合は、提出期限内に限り認めます。その場合、先にご提出いただきました計画書は無効となります。 ※紙媒体での計画書の提出は一切お受けいたしかねます。	